

開催日時	令和5年6月7日(水)午後2時00分から
開催場所	第1委員会室
出席者	丸山会長、駒林副会長、梅村委員、丹羽委員、山口委員 議会事務局長、議会事務局次長、総務課長、総務課係長、政策調査担当係長 光本議員、 辻議員、松岡議員、別府議員、長崎議員、 西田議員

1 審査事項

会長から、本日は光本議員、西田議員及び日本維新の会所属の議員の皆様にご出席をいただいている。また、本日の審査会について、ABCテレビ等から写真撮影等の許可願が提出されており、会長においてこれを許可しているのでご了承を願いたい。また、市政記者から、写真撮影等の申出があるので、承知おき願いたいとの発言があった。

(1) 政治倫理基準違反の行為の存否及び調査請求の適否について

会長から、まず、政治倫理基準違反の行為の存否に関連して各事象についての質疑を行うが、その前に、当時の日本維新の会の経理処理や、政務活動費の収支報告書の提出までの流れ等、前提となる事実関係について、確認を行いたいと思う。ついては、私から確認させていただきたいと思うとの発言があり、次のとおり質疑応答があった。

会長 それでは、まず当時の日本維新の会さんですね、会派の体制のことを非常に形式的な事柄でございますがお伺いしたいと考えてところです。今回、問題とされている各事象が令和3年から4年にかけてのことでございますが、令和3年6月に選挙がございまして、新しく議員の皆様が確定したと承知しております。その令和3年6月以降、日本維新の会さんで会派の所属議員が何名いらっしゃるか、それから、会派の事務職員の方、これが何名いらっしゃったか。もちろん職員の方の出入りがあるでしょうから、人数の増減があるかもしれませんが、大体何名ぐらいとか、何名から何名ぐらいといったお答えでも結構でございますが、まずはその所属する議員の方の人数、それと職員の方の人数、それをお伺いしたいのと、あと事務室。事務室はこの議会棟の中にお持ちだという場合には、お聞きしておりますけれども、それ以外に事務室はなかったのか、要するに1ヶ所だけで、そういった会派活動を行っていたかどうかということを確認させていただきたい、それから、まとめてすみません、質問を上げておきますが、会派のような団体ですと、よく見られるのは規約ですね。団体規約を作られるのが通常であろうかと、会社の定款のような、そこまで詳しくなくても、規約があったのかなかったのか、そして団体となるとやはりトップの方を決める。団体によって1名なのか数名なのかいろいろあるかと思えますけど。そういった代表の方、あるいはいろんな役職の方を決めるというのもよく見られることだと思いますけれども、団体の会派の中で、役職を決めるルールをお持ちだったのかどうか、そういったことを教えていただけませんか。質問多くて申し訳ないです。日本維新の会の方、お願いいたします。

辻議員 6月の選挙の後、会派の人数が7人から10人になりました。事務室は議会棟の1階の1番奥となります。角です。規約は、会派規約というのがございます。それとあとすみません、事務職員は1名です。

会長 事務室というのは、その一か所のみでございますか。

辻議員 はい、会派室は一か所でございます。

会長 規約がある場合、その規約上では、会派の役職の方、どんな役職があるか存じませんが、どんな役職があったのか、役職の決め方についてはどういったルールであったのか、教えていただけませんか。

辻議員 団長、幹事長、副幹事長、政務調査会長、総務会長と会計責任者です。各副会長があ

りまして、副幹事長がありまして、副政務調査会長、副総務会長で、会計は1人です。
会長 ありがとうございます。そういった役職の方を決めるのは、どういう形で決めるルール
だったんでしょうか。

辻議員 会派会議でみんなで決めていました。

会長 ごめんなさい。細かいことで恐縮ですが、所属議員の方がその会派会議を構成されてい
て、その所属議員の方が話し合っ、あるいは多数決で決めると。こんな姿をイメージした
らよろしいでしょうか。

辻議員 はい、結構です。

会長 ありがとうございます。そしたら続きまして、今日お手元に、配布資料を用意いたしま
して、問題になっている政務活動費の対象経費支出書というものです。これは尼崎市議会事
務局のホームページに公開されておりまして、その中からピックアップを、ホームページに
アップロードされている分量が膨大でございまして、令和元年から令和3年度までかなり多
い資料がアップロードされておりまして、その中から抜き出して今日お配りしました。4枚
ものですね、両面コピーですので、支出自体は7枚ですね。見ていただこうと思って用意し
ました。まず事務局に、この書類の位置づけについて確認をさせていただきたいんですが、
こういった性質の位置づけの書類で、ネットに公開されるっていうのは、こういった経緯、
あるいは手順で公開されるのか。簡単に結構ですので教えていただけませんか。

事務局 この経費支出書につきましては、半年ごとに各会派の方から事務局に、議長の方に提
出をいただいているものでございます。これにつきましては、当然ながら、その支出が適正
だったかどうかということを確認するというこのために議長及び事務局の方に提出をい
ただいております。いつからこういう形で提出を受けているかっていうのは今、存じ上げて
おりませんけれども…。失礼しました、平成28年度分から、こういう形で支出書の提出をい
ただくようにしております。その目的としましては、やはり公平性、透明性の確保というこ
このために各会派から提出をいただいているものでございます。

会長 ありがとうございます。今回、日本維新の会さんのものだけピックアップしてしまった
んですが、もう全ての会派から提出されているものがネット上で公開されてるものなんです
ね。

事務局 はい、その通りでございます。

会長 今、半期ごとに提出するっていう話なんです、提出のタイミングは何月末になるんで
しょうか。

事務局 上半期分が10月末まで、それから下半期分、10月から翌3月までの分を4月末までと
いう形になっております。

会長 わかりました。ありがとうございます。そういった書類があるということを前提に、ま
た再び、日本維新の会さんにお伺いしたいんですけども。令和元年から、令和3年度まで
全体を拝見しますと、ここに挙げているものは6月発行のもの、7月発行のものを作らせても
らったんですが、拝見すると6月発行のものと7月発行のもの間で代表者が、あるいは経
理責任者の方の名義が変わっておりますので、これは日本維新の会さんの内部では毎年6月
に役職の変更をされていたのかなと思ひまして。それでこういった抽出をさせてもらいま
した。役職者の変更というのは6月のタイミングなんでしょうか。

辻議員 はい、7月に変わります、翌年の6月までの任期でございます。

会長 ありがとうございます。それでは7月から翌年6月までの任期という決め方なんです
ね。令和3年度のもを拝見すると、令和3年度6月発行のもですと、代表者名が、光本
議員、経理責任者名が楠村議員。そして7月発行のものは代表者が光本議員、経理責任者が
西田議員。令和4年3月、これは3年度の末ということですけども、代表者名が光本議
員、経理責任者名が西田議員となっております。伝え聞いているところではですね、西田議
員が、異論があるということで、今日西田議員いらっしゃってるんですかね。ありがとうご
ざいます。令和3年7月から経理責任者として西田議員の名前が上がっておりますが、どう
いった異論をお持ちなのかお話しただけですでしょうか。

西田議員 私は日本維新の会の経理責任者をお引き受けしたことはございません。勝手に名前
を使用されたという立場でございます。当然、何らかの書類に経理責任者として署名ある
いは押印をしたことは一度たりともございません。この役職について、適法な選任手続きはな

く、私が承諾したこともございません。私は経理責任者ではありません。

会長 光本議員にお尋ねしたいんですが、この令和3年、令和2年からなんですかね。令和2年の7月。それから令和3年6月、令和3年7月と、光本議員が日本維新の会、その前の会派名は維新の会でいらっしゃいますが、代表者として、こう記載されております。光本議員が代表でいらっしゃったということはこれは間違いはございませんでしょうか。

光本議員 はい。間違いありません。

会長 今の西田議員は承諾したことはないという、そういう言い分をお持ちだということでしたけれども、光本議員はこれはあれですか、会派の内部の所属議員の方の会派会議で、代表になった、自分を承諾したと、そういうご認識でいらっしゃるんですか。

光本議員 はい。先ほど辻議員が述べられてますように、会派会議で各役職を決めたという記憶はあります。ただ西田議員は1年目ということで、もしかするとですけど、説明が不足してたのがあったとするならば、維新の会には、経理責任者という呼び方の役職といいますか、担いもございまして、これはいわゆる、維新の会がやってる身を切る改革という、3か月ごとに議員報酬から約2割を貯めて、寄付をする。その会計責任者と言われるような担いも実は会派の中で仕事としてございまして、西田議員はおそらく会計責任者は任されたという認識だと思います。なのでその務めはしっかりとごさってましたし、ただそこでひょっとすると、言葉足らず、説明不足だったのかもしれませんが、過去これまでもですね、会計責任者イコール経理責任者、という認識で会派を、運営しておりましたので、その説明が、おそらくその当選直後に役職いろいろ決めてるバタバタの中で、西田議員にしっかりと説明ができてなかったのかもしれませんが、ただ、西田議員は会計責任者と言われる維新の会のそういう身を切る改革の別口座でみんなでお金を貯めて寄付をしてたので、その管理をしっかりとやってくれておりました。なんで、裏を返すと、この経理責任者という部分が機能していなかったために、おそらく西田議員は会派を離れるまで、この政務活動費のところに書かれてる経理責任者という担いをやったことがないので、そんな役職も受けたことがないという認識をされてるのだと思います。

会長 ありがとうございます。後ほどもまた出てきますけれども、経理責任者というのはこの政務活動費の会計処理の中で出てくる言葉でございまして、光本議員が今ご説明いただいたのは、維新の会さんの、日本維新の会さんの中で、会計責任者というのは確かに設けていらっしゃる。それと観念上、違うものなただけけれども、政務活動費の、経理責任者というものはそれは事実上イコールだったんだけれども、そのとこの、説明、あるいは西田議員の方のご認識が不十分だったんじゃないか、こんなことなんですかね。すいません、会派の方にも意見を確認させてもらいたいんですが、西田議員から先ほどのような異論の、ご説明がございました。会派としては、この西田議員がその役職についてのかどうか、選出されるかどうか、されたかどうかについては、会派としてはどういう意見、言い分をお持ちなんでしょうか。

松岡議員 西田議員が認識しとったかどうかいうところまではわかりませんが、会派規約の第10条に会計責任者という項目がありまして。本議員団の役員として会計責任者を置く。会計責任者は政務活動費を管理し、本議員団の議会活動に必要な支出を行うという項目がありまして、私たち10人全員判こを押して、規約は承認したいということになっております、ということをお補足させていただきます。

会長 ごめんなさい、聞こえなかったんですが、規約が承認されたのがいつでございましてか。

松岡議員 本規約は書面上令和3年6月28日より加筆訂正し執行するというふうになっております。

会長 なるほど。

松岡議員 はい。そこに全員が、その時の所属議員が一応目を通して、判こは押してます。

会長 なるほど、なるほど。会派会議の際に規約についても、今後1年間はこの規約でいくということで、お決めになっていると、そういうことなんでございましてか。わかりました。それでは、さらに進みまして、今ここまででは日本維新の会の会派の内部のことについてお伺いをいたしましたけれども、その続きなんですが、今度政務活動費に絞って、さらにお伺いしたいと思っております。まずこの政務活動費関係、これ条例、それから議長告示ですかね。令和3年当時ですと市の規則でいろいろ決められてるようでした私確認してきたんです

が、私から申し上げるので、もし違ってたら事務局から訂正してください。まず、条例の規定の中では、8条に、会派及び団体は、政務活動費の経理を明確に行うためにその所属議員、これは代表者を除く所属議員のうちから経理責任者を定めなければならない、こうなっていると。それから、条例の9条の1項で、その会派の代表者は市規則で定めるところにより、その会派等による対象経費の支出の内容を議長に報告しなければならない、こういう規定があるわけですね。これが条例の規定で、これ条例を受けた政務活動費の交付に関する条例施行規則、この施行規則を市の規則で決めておられますが、その市規則の11条で、会派等に支出決定者を置くと。で、11条2項、支出決定者を会派等の代表者をもって充てると。第10条3項で支出決定者は対象経費の支出を決定するとともに、政務活動費の経理事務の適正な執行に努めなければならない、こんな規定があると。それから支出の手続きが13条で決まっています、13条の1項、経理責任者は、政務活動費対象経費支出書により、11条3項の規定による支出決定者の決定を経て、対象経費を支出するものとする、こんな規定になってる。要するに、この政務活動費の支出については、決定をするのは代表者と、ただ、現実の支出行為をするのは会計責任者と、こういう規定になってるなと理解をしたんですけども、私の理解、あるいは読み落としとか、もしあれば教えていただけますか。事務局、いかがですか。

事務局 はい。会長のおっしゃる通りでございます。

会長 わかりました。ありがとうございます。それでは文字どおりこの規定等読みまして、支出決定者は代表者であると。実際の支出行為は、経理責任者であると。理解できるところなんですけど、光本議員に、お伺いしたいんですけど、今回、いろいろこの審査会で取り上げるべき事象、六つ挙げられております。令和3年から4年にかけて、令和3年度において、主にこの市規則に定める手続きは、要するに条例と、条例の施行規則で定める手続きで、政務活動費を支出しておられたのかどうか、当代表であったわけですから、ここは把握されてるんじゃないかと思うんですけども。いかがですか。お願いします。

光本議員 支出をしていたという、ご質問に対する答えで当てはまってるかどうかわかりませんが、維新の会はそれまでも、代表者が支出を決定する、あとは会派職員さんをお願いをして、引き出してきてもらう、もしくは振り込み、支払いをしてもらうっていうような流れもございましたし、細かいものに関しては、代表者である幹事長、わからないって言ったら変ですけども、隠すという意味ではなく、知らない間に発注をされ支払いをされてる。例えば細かい、ここにあります文具品とかそういう類のものもそうだと思いますし、コピー機の精算とかですかね。それはもう、言い方悪いかもしれませんがいちいち、幾らだとかそれを払いますねとかいう、そういうふうなものもなく流れるように、処理をされてるっていうことも、ございましたので。実情はそういうような形で、はい。会派の中での政務活動費の支払い、支出というのが行われたという認識です。

会長 ありがとうございます。今お話のあった中で、細かいもの、日常的に発生するものとか、あるいは定期的ルーティーンで発生するものは当然でございますから、そういったものは、例えば支出決定者の方が包括的に委任してですね、その都度それはもうちゃんとやってくれという、そういった、一応決めて委ねていくっていうのはそれはあり得ることだろうと思いますけれども、今のご説明の中で経理責任者が出てこなかったんですけどもね。先ほどご説明、私が申し上げた、正規の支出手続きになりますと、その支出行為は経理責任者がやると。こういうことになっております。令和3年度に限らずですね、経理責任者がこの政務活動費の支出に関与するっていうことは、なかった、日本維新の会さんではなかったんでしょうか。

光本議員 私が経理責任者を務めたことがおそらくないと思いますので、私の経験ではありませんけども、西田議員も、あと、ここに名前が経理責任者として載ってる辻議員も、楠村議員もそうだと思いますけども、実際に経理責任者がお金を引き出しに行くっていうことは、過去なかったと思います。それはもうカードも、印鑑だと思いますけども、もう会派職員さんに預けておりますので、実際に銀行から引き出しをする行為、振り込む行為っていうのは、会派職員さんをお願いをしているというのが現状です。

会長 ありがとうございます。それでは、今の点、会派にも質問をさせていただきたいんですけどね。光本議員がお答えになってる中で、実際の具体的な事務作業、銀行に行くとか、

ATMでお金をおろすとかそれは職員の方がやる。それは当然そうやって全然不思議じゃないと思うんですけども、結局決裁の問題ですよ。誰の承認を経てやるのか。支出の決定は代表者なんでしょうけど、支出行為は経理責任者なんで。経理責任者のコントロールのもとで、職員さんが具体的な引き出し行為をするってのは、あるいは振り込み行為をすればわかるころなんですが、会派の中で、従来ご経験あるいは事後的にお調べになったかもしれないけれども、この政務活動費の支出について、令和3年当時あるいはその以前でも結構ですが、経理責任者、この政務活動費の経理責任者の方はどんな役割を分担されていたのか、具体的にどんなことをされていたのか、わかるでしょうか。

辻議員 はい。1期目の2年目ですかね、私、経理責任者させていただきましたが、当時、先ほど説明があったように、身を切る改革のお金を管理するってなっていて、政務活動費のこういうのは、確認は、すいません、しておりませんでした。確認せずに、ただ、私たちの会派も会派会議がありまして、会派会議で大きなお金が落ちるやつ、例えば、印刷物ですね、会派報の印刷物を作るなり、現行のデザイナーの方でお金を払うなりポスティングのお金払うなり、それとか会派で出張といいますか会派視察に行った時のお金とか、そういうものは会派会議にちゃんとかけて、支出もちゃんとさせていただいておりましたし、毎月毎月ではございませんが、2か月3か月に1回、事務局、事務員さんの方から、これと、この月はこれとこれを使って、残りの政務活動費はこんだけですよという、そういうのはちゃんと把握はしていたんです。ただ宙に浮いたお金っていうのはそこに載ってきませんので、その辺はわかりませんが、ただ、毎月に、この他に経費かかりましたとか、ポスティングの業者でこれだけ払いましたとかっていうのは、ちゃんと把握はしていたんです。ただ、先ほど会長が出していただいたこういうのに、目は通していなかった、というのは確認しておりませんでした。

会長 ごめんなさい。今の辻議員のお答えの中でですね、宙に浮いたお金があったらわかんないというのが僕わかりづらかったんですが、どういったものをイメージしたらよろしいですか。

松岡議員 宙に浮いたお金というのは会派会議で決まって、支出が決定したにもかかわらず、知らん間にキャンセルされてたりがあるとか、取引先が変わって執行されなかったとか、そういうお金であります。

会長 辻議員は経理責任者もご経験あるということですが、その政務活動費を管理している通帳ですね、通帳とかキャッシュカードとかそういった銀行関係の書類。それは職員さんが管理していたと考えたらいいのか、それとも通帳を実際に経理責任者の方が2、3か月で1回でもいいですから、見て確認することは、なかったのかどうか、これはどうでしょう。

辻議員 はい。通帳は全部その事務員さん、管理しておりまして、初めに1回確認した以降、すいません記憶的には確認した覚えはございません。

委員 確認を経理責任者がしない、慣習というか、体制になっておったということなんですか。まずは事務局に確認したいんですが、会派が結成された時に、経理責任者の役割、或いは、政務活動費の執行に関してのレクチャーなり勉強会なり、そんなことはなさってなかったんでしょうか。

事務局 選挙が終わった後に、特に初当選された議員の皆様に対しては、半日かけて研修しておりますけれども、その研修が、総務課所管の、いわゆるその議員の報酬ですとか、そういった福利厚生なんかのこととか、あるいは議事運営ということで本会議がどういったものとか常任委員会がどういったものとか、そういった説明、それから最後に、我々政策調査担当と言いますけれども、が、政務活動費について研修しますけれども、非常に時間が短くて、1時間も無いぐらいの時間でしかなくて、その中で具体的に支出決定者がどうか、経理責任者がどうかということの、その役割の内容までは、丁寧に、研修ができてたというわけではございません。

委員 そしたらさっきからの説明を聞いている限り、経理責任者は何の責任持ってるんですか。私から見たら、経理無責任者かなと思ってるんですけどね。

会長 ご意見として伺ってよろしいですか。経理責任者はどのように決めてたか、実際にはどうだったかっていうのはご説明いただいとるところであります。

委員 先ほど、その規約で、団長、幹事長等とメンバーを決めていって、内容について、全員

が、捺印をしたというか、何か同意をしたようなことおっしゃったように思ったんですけれども、西田議員は否定されてますけれども、経理責任者という決め方を一応は、ご本人も同意されて、ただ、経理責任者の役割が身を切る改革の経理責任者という認識であったんかもわかりませんが、そのあたりは、経理責任者としての会派の位置付けは一応はなさったということなんでしょうか。

松岡議員 一応会派会議で説明されてます。先ほど言われたように、経理責任者という項目が、この団の規約にはなくて、会計責任者という言葉で、その条項の中に会計責任者は政務活動費を管理し、というところで、私も含めて1期目の議員は当選して直後やということで、そこまで詳しく把握できてなかったっていうのは正直あるかとは思いますが。

会長 西田議員お願いします。

西田議員 はい。ありがとうございます。規約についてお話しに上がりましたので、私から補足したいと思います。まずこの規約の位置付けなんですけど、本来であれば経理責任者の役割を規約でしっかりと明示するのであれば、政務活動費に関する地方自治法第100条ですとか尼崎市の条例規則、条例施行規程の下位のルールとして、この会派規約を定めなければいけないところなんですけれども、この会派規約、決してそういったものではございません。また内容についても、非常に不十分なものでして、例えば政務活動費、あるいはお金そのもの、誰が一体責任を持つのかということも、非常に不十分な内容となっております。例えばですね、総務会長は経理等の総務を統括するっていう記載があるんですね。この会派規約を素直に読むと、では日本維新の会における経理の一番の責任者は総務会長なのかなというように読み取れてしまうんですね。ただ非常に不十分な規約でありますので、この規約の位置付け等も含めてですね、改めて会派の皆さんには整理させていただいた方がよろしいんじゃないかなと思います。

会長 ありがとうございます。ご意見として伺っておりますけれども、令和3年7月から西田議員が会計の責任者ですか、であったということは、それはご認識はあるんですか。

西田議員 はい。私は、会計責任者を引き受けいたしました。会計責任者とは何かというと、党務のお金を管理する役職であって、そして党務のお金とは何かというと、身を切る改革の寄付金の積立金、そして団費の管理、これをする役職が、会計責任者であるということで私は会計責任者をお引き受けいたしました。

会長 はい。ありがとうございます。ただ、またテーマを先に進めたいんですけれども、またこれも非常に事務的なことで恐縮なんですけど、会派の方に、お伺いしたいんです。先ほど見ていただきました本日の配付資料の、政務活動費対象経費支出書、これがございます。先ほど事務局からも説明があったように、これがとにかく日本維新の会さんだけじゃなくて、すべての会派から、提出されそれで、尼崎市のホームページにもアップロードされてるものなんでございますが、この経費支出書、どなたがお作りになって、どういう手順で議会事務局に提出されているのか、私もこれ、議員の方が実際パソコンに打ち込んで作ってると思いませんので、おそらく職員の方がお作りなんだろうと思うんですけど、こういうものを出して、どなたの確認を経て、議会事務局に提出されているのか。会派内部の手順としてはどうなっていたんでしょうか。

辻議員 会派職員さんに作っていただきまして、事務局さんに相談のもと、出していたっていうことです。そうです。はい。事務局と相談もって、制作したのはもちろん、私たちの会派の職員が制作しまして、そして確認のもとそれでそのまま提出してたっていう。

会長 わかりました。もちろんこういった事務的なものなんでね、ここはどう書くんでしょうかとかこんなものでいいんでしょうかっていうことを提出先と確認しながらやるっていうのは、よくあることだろうと思いますけれども、おっしゃってるのは、その職員さんに包括的にもう委任されてしまっていた提出について、もうどなたも確認しないまま、出しているよということだったのかどうか。それはどうなってるんでしょうか。

辻議員 はい。これ半年に1回出しているんですが、最後に幹事長の判こがいるところもあつたりとかするんです。ですから、その会計の、私が会計の時は、確認、すいません確認しておりませんでした。ただ、幹事長は確認をしていたかもしれないです。また、幹事長しかそれはわからない。幹事長の判こがいるところもあるっていうのを聞いておりますので。

別府議員 すいません。補足で。先ほどお話があった、政務活動費、3か月に1回会派会議で、

内容の明細、後皆で会派会議で確認しておりますので、全く誰も見てないまま提出ってことはないんです。その数字の流れっていうのはここで把握してますので、四半期ごとの確認をもって提出をしているということで、その事務の詳細、事務的な流れについては会派職員と議会事務局のやりとりで行っているというのが実態です。

会長 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたのもかねてからの手続きでござい
ますか、令和3年以前から、そういう場合3か月に1度、会派会議でご確認なさっていた。

別府議員 はい。そうです。

会長 ありがとうございます。わかりました。光本議員に今の点、念のため確認いたしますけれども、ご説明あったのはこの支出、この経費の支出書ですね。これにつき、この作成の、その基となる、要するに支出の経過については、3か月に1回会派会議で確認の上で、それに基づいて支出書を提出したという、そういったご趣旨の説明があったと思いますが、手順としてはそういう理解でよろしゅうございますか。

光本議員 3か月に1回かというその何か月1回かかってのは、正直記憶しておりません。どこかのタイミングで会派職員さんがまとめてくださった、おそらくその政務活動費の支出書とか、こういうのに幾ら使いましたかという一覧表みたいなものを、会派会議で配布をしていた記憶はあります。ただその、一つ一つを会派会議の議題として上げて、その内容をみんなで確認し合うというような時間を設けてたかという、それは配って終わりというようなのが、現状でした。それを基に、この支出書が作られていたかどうかは、正直把握はしておりません。いつ作られていつどのように出したかは、過去からも、もう、職員さん任せでやっておりましたので、おそらく先ほど辻議員がおっしゃった、幹事長印鑑がいるっていうところも、私の記憶する限りでは、年度末締めた後に、何かしらそういう、幹事長の印鑑が必要だった記憶はあります。そういうものに、署名捺印だったのかまでは記憶しておりませんが、印鑑を押したような記憶はございますが、都度都度何か、この支出書を私が確認、幹事長が確認をして何かをするってというような作業はなかったと記憶しております。

会長 ごめんなさい。幹事長という役職が出てきたもんですから、教えてください。これ代表と幹事長と異なるものなんでしょうか。代表といいますか。

辻議員 幹事長がトップ、代表ということです。

会長 イコールと考えてよろしいですか。

辻議員 イコールです。

会長 わかりました。ありがとうございます。それでは私が全体通じてお聞きしたかったなど思うのは以上でございます。他の委員の方から追加して、全体背景事情についてご質問はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

副会長 一点だけ。ごめんなさい。今はそのようなやり方じゃない、改善されているってことは、具体的には、例えばどういうところが改善されてるんですか。

辻議員 はい。私が幹事長になりまして、会計責任者を2名置きまして、もちろん政務活動費の収支、私たち日本維新の会の収支、身を切る改革の収支、団費の収支、そして新聞代とか事務員さんのお給料のこととかも全部、お金に関して、支出があれば、すべて会計責任者2名と、私が確認をして出させていただいております。はい。会計に関しましてはそうです。はい。

委員 一つよろしいでしょうか。今、会計責任者と経理責任者ってそれぞれ違う名前の名称のものが出てきてますけれども、この政務活動費対象経費支出書などでは、経理責任者っていう名称の、役職があるにもかかわらず、その会派の規約でそれを定めてなくて、会計責任者って名前だけで定めてるってのは何か理由があるんでしょうか。

辻議員 はい。理由は、私個人的なことですけど、私個人的には、会計は、私が会計の時はおもう本当に確認不足で申し訳ないんですが、本当に政務活動費は関わってなかったものですから、この規約に関して、その会計責任者と経理責任者が違うっていう認識はすいません。私個人的には今はなかったものから。

松岡議員 すいません、補足なんですけども、この規約自体が付則に、本規約は令和3年4月1日より執行するとなっております。私たち1期目の議員が当選した直後にこの規約ができてまして。3年4月1日以前にこの規約があったかっていうのはわからない部分があるんです。ただ、これを私たちが当選してきて、出されてきたっていうので、内容までは私たちは

関与してませんので。ただ、以前からあったんでしょうか。

長崎議員 すいません。先ほど委員の方がご質問いただいたのは、今はということになるんでしょうか。会計的に、私どもが今あります会派規約におきましては、経理責任者という、そういう文言をまだ入れておりませんので、会派規約は変わってない状況ではございます。会計責任者、先ほどの会計責任者という文言で第10条というところではあるんですけども、経理責任者、ただ、今現在の役職としまして経理責任者がおりまして、2人会計になっておりますけれども、1人は経理責任者という役職で、経理責任者、失礼しました、会計責任者なんですけど、経理責任者としての役をちゃんと担っております。会派規約として、すいません経理責任者という文言は、現在まだ入っておりませんで、そういう状況でございます。

会長 はい。よろしゅうございますか。それでは、随分な時間を使ってしまいましたので、先に進ませていただきたいと思います。それでは事象1から6について、また個別に質問をさせていただきたいと思えます。まず事象1から行いますが、事象1、具体的な内容としては、令和3年6月以降のパソコン等の購入とそれから返金の処理の問題ですね。こういう事象の問題だと、把握しております。事象1につきまして、委員の皆様から、質疑や確認ございましたら、ご発言をお願いいたします。

委員 これ当時の方、皆さん方がどういう認識をなさってたかによるんですけども、パソコンをA社と購入するという、契約というか、そういうことをかわそうと光本議員、当時代表者としてなされた。75万円。とりあえず出してということで、先ほど来の話で、経理責任者は一切タッチしない会派であるということがわかりましたので、発注者である代表者光本議員個人が、代表者として、新しい新人議員のためにパソコンを買うというふうなことで準備をなされた。それが駄目になってまた次の事象2も関わることなんですけれども、A社とは契約せずに、大規模小売店といいますか、と契約をしたがために、二重の支出を次にされるわけですね。そのあたり、会派に何ら説明せずに、そういうことが、結果的に二重支出ができてしまう。そういうことは、どういうふうに、当時、代表として考えておられたんでしょう。

会長 光本議員お願いします。

光本議員 はい。支出に関してのご質問ですが、その部分にお答えをいたしますが、まず、キャンセルをして返金を求めます。ただそれがなかなか返ってこないという中で、一応政務調査担当、議会事務局の次長に、会派室で会派職員さんもいるところで、いつまでにキャンセルしたお金が返金されれば大丈夫ですかという、確認はしております。その時のお答えが、早ければ早い方がいいですけども、最悪、年度末の3月31日までです。3月31を超えたらどうなるんですかってなった場合は、幹事長である私が始末書を書かないといけませんということでしたのでわかりましたという、デッドラインというか、そういうのも確認しつつ、もちろん早くへ返金されることをやってたわけですけども、その一方で、私がパソコンとWi-Fi環境の整備という、それをするっていうのを一任されておりましたので、それはしっかりと準備をしないといけないということですので、家電量販店で購入をしました。なので、その一時的にキャンセルしたお金が返ってくるまでの間、確かに二重支出になっておりましたので、そこは会派職員さんにも、その返ってこないお金の75万円で、会派運営のお金がまずなくなるのであればすぐ教えてください。最悪、自分が個人でまず立て替え、キャンセルのお金が返ってくるまでは立て替えたりいたしますのでっていう、ようなやりとりは何度かしてありました。ただ金額的には大丈夫ですっていうお答えをいただいたので、私としては、その返ってくることに尽力しようということで、一時期二重支出があったということは、確かにそうです。

委員 経理責任者が何も見ないという会派であったがために、先ほどおっしゃられた75万円なり、次の76万円でしたっけ。2件が併存して、支払い状態になるということが許されてしまったということかと思うんですけども。これは会派の経理体制というか、それが脆弱であって、これが普通の市の職員が出した行為であれば、相当程度お咎めを受けるっていう、何らかの形でね、ものではないかというふうに思うんです。それを会派の責任者として、みずから許してしまうというのはいかがなものかなという気はものすごくしております。

光本議員 はい。そういうご指摘もそうかと思えます。その一方で、私としては都度都度、議会事務局、特に政務調査担当ですか、政策調査担当ですかね、にも相談をしながらやってお

りました。そのキャンセルしたお金がいつまでに戻ってきたらっていう、相談もそうですし、例えば中で、二重支払いっていうんですかね。その家電量販店のお金を、戻ってくるまでの間に精算しては駄目ですと、そのような、例えばルールであるとか、もしくはそういう指導があれば、そういうもんなんですね、わかりましたっていうふうに処理をしなかったかとも思いますけども、相談をしてる中でも、そういった指摘というか、そういうこともございませんでしたので、そこは、これまで通り処理をして、支出をしてもらったというようなことになります。

委員 それと、これは私どもが事務局からお預かりをした、平成4年8月29日の政務活動費の制度検証等特別委員会資料ということで、事象1に関して記述されてるところのことを申し上げるんですけれども、この会には光本議員がご出席なさってませんので、どれだけご存知のことかわかりませんが、光本議員がこの件について主張なさったことと、それからA社、社長さんかどうかわかりませんが、A社にヒアリングをしたところ、取引自体、預かり知らんことやと、光本議員からそういう、最初はエクセルデータが送られてきてその通りの作成を依頼されただけでそれ以降は一切その75万円に関しての、お金のやりとり一切なかったと。だから、自分は75万円を預かったんじゃないで、何もない状態で、結果的には、光本議員がどっかの時点で、ご用意された金額が、事務局に返されたという流れと、解せざるを得なくなるんですけども、そのあたりについてはどういうことなんでしょうか。

光本議員 この件については、去年の6月ですかね、自ら兵庫県警本部の捜査2課に行った時もお話ししてるんで、今後に影響与えるものじゃないと思いますのでお話しさせていただきますけども、まずキャンセルをする、ごめんなさいキャンセルしたお金がいつまでに返ってこないといけないですかっていう中で3月末までですと、いうアドバイスはいただいてました。3月の日は定かではありませんけども、75万円戻ってきました。で、そのあと4月、だったと思いますけども、に入ってから、政策調査担当から、この後出てくる印刷会社さんの話もそうだと思いますけども、その時の見積書、請求書か見積書か、あと領収書、を出してくださいというふうに言われました。1回目は私は、いやもう無理ですと。それはもう、例えば領収書なんか特にそうですけど返金をしてもらった時に返してますし、特にそのあとの印刷会社さんなんかはこちらの都合でキャンセルをしますから、それをもう1回、それを再発行してくださいって僕はよう言えないですと、というようなことで1回目政策調査担当からそのものを、出してくれと言われた時1回目断ってます。そのあとまた日が経って、2回目にもう一度求められました。ただその時も、いやもう無理ですと、返してますしというような話と、あとじゃあなぜその返金するまでの間、領収書も私持ってましたから、その時言うてもらえればそのコピーなりなんなりもあったのにならっていうようなやりとりもありましたけども、結局2回目もじゃもう厳しいですよ、取れないです、無理ですよってのは言っていました。ただ、それを取らなかったらどうなるんですかっていうふうに聞いたときに、光本議員が疑われます。議長から疑われるか、あとそのあと処分なのか何か指導なのかかわかんないですけど、されることになってますって言われたので、私としては、待ってくださいよと、3月末までに返ってきたらいいということで、お金はちゃんと返ってきて、その資料なり、そんなんを、後から4月に入って出せって言われても、もうキャンセルして、ビジネスとしては成り立たなかったものを、今からその業者さんはなかなか厳しいというようなことを言いました。案の定ですね、もともとこの75万で頼んでた業者さん、知人なんですけども、連絡が取れない状態になってたんで、なおさらもう無理ですというのを2回目に言ってたんですけども、取れない以上、要はその当時の返した領収証の再発行もそうですし、無理なんで、ただ無理だということ2回目伝えた時に、あなたが疑われますと言われた。私は、いやそれだとまずいということで、それでA社に、要は私としてはそれが騙すとかそういう考えもその時毛頭なくて、要は、どんなものを発注してたか、お願いしてたかっていうものささえ見せればいいんだなということで、A社に当時私、どういうものを頼んでたかっていうのはもう自分が買い物にも行ってましたから覚えてますんで、A社に申し訳ないけど、この内容で見積もりを作ってくれへんかと。言うてそれはもう実際にはキャンセルになった話なんで、見せさえすれば、この話は片がつくんだろうということで、A社にお願いをしたというのが、警察にももうすでにお話してる内容です。

会長 ありがとうございます。今話題になってるのが、やっぱりですねA社のご説明につい

てで、光本議員のご説明もありました。A社から聞き取りをされたというのが、第1回の審査会で配布された資料によると令和4年6月14日に、これはあれですかね、日本維新の会さんの所属の方が、そのA社からヒアリングしたという形になるんですかね。具体的に維新の会さんの方がお聞きになった内容っていうのを、もしわかれば具体的に教えていただけますか。

松岡議員 日本維新の会からヒアリングしたというよりも、当時A社の方から連絡がありまして聞いて欲しい話があるということで、私と辻幹事長とあと所属の寺井議員が呼ばれて、5月30日に、令和3年6月24日付の見積書を作成するように光本議員から依頼された。当時、その当時に見積りの依頼なんか1回もされてないと、令和4年5月30日に初めてこの内容で作ってくれてと言われてお金の領収書も出してないし、1回もお金も受け取っていないと、1年前に見積り依頼をされていないっていうのがA社の言い分で、それを伝えるために私たち呼ばれたという経緯です。

会長 ありがとうございます。今のお話だと光本議員がおっしゃってる内容とね、かなり違うところがございますけれども、光本議員の言い分としてはどういうことになるでしょうか。

光本議員 いや、私が話をしたそのままです。要はA社じゃなく、本当は他の業者さんをお願いをしてたんです。ただ、その業者さんからの見積書もしくは領収書を、その当時取ってきてくださいと去年の4月、返金があった後ですね、に、次長から言われて、いや、無理ですというふうに、1回、2回と断って、ただ、そのあとそれでもう出さなければ、何かしらの処分をされますということでしたので、もともと頼んでた業者さん、ここと連絡はもうすでに取れなくなっていたので私としては、取れないので、A社さんをお願いをしたということです。なので、そのA社さんがそういうふうにおっしゃったのはそのままの通りですし、見積もり、当時こういう内容で、業者は違えど注文はしたんですっていうのを見せれば、話としては収まるのだろうと私は考えましたので、その内容を作ってもらったということです。ただ、それも警察もすでにお話しますし、もともとの業者さんっていうものも警察にはお話しして探してもらってるところです。

会長 ありがとうございます。すいません。私が誤解しましたようで申し訳ない。こういった今日のような傍聴人がいらっしゃる公開の場ではなかなか難しいかと思いますが、例えば審査会から文書で、もともとの業者さん、お名前教えていただけないかと問い合わせしたらこれご回答いただけますか。

光本議員 もうすでに昨年6月に警察にお話をした内容をそのまま、どこまで文章に起こせるかわかりませんが、それはもう全然お渡しできます。

委員 そうすると、去年のこの8月29日の聞き取りのときの、この表の中のA社に75万円支払ったのは、これA社じゃなくて別の、もともとのその連絡の取れなかった会社ということになるわけでしょうか。

光本議員 はい、その通りです。

松岡議員 今の光本議員の発言に対してですけど、A社の方は、こちらは口裏を合わせてもらうように頼まれたと言っておりました。今の、そのほかの会社っていうのは私たちも初めて聞いた、今初めて出てきたものであります。

会長 なるほど。言い分の対立があるということがわかりましたんで、あと水掛け論になってしまうかと思えます。結構でございます。事象1について、別の観点から、私伺いたいんですが、光本議員が、一旦当時代表者として、政務活動費から75万円出金を指示され、お支払いになったわけですね。これは職員の方に対しては当然ながら、政務活動費から75万円おろしてくれと、指示されたわけですね。それでお支払いになった。で、その時には領収書は持っておられたわけなんですよ。これを先ほどもお示した政務活動費の対象経費支出書という形で、議長は当時もそうですが議長に報告上がってないと把握してるんですけども、それでよろしいですか。これ何か議長に報告をされなかったのは、これ何か理由はあるんでしょうか。お願いします。

光本議員 すいません。領収書とあと納品された時に納品書をつけて出すっていう、私考えていましたので。なんで、納品されて納品書とともに出そうというふうに思ってたということです。

会長 あれですね、納品書をつけて支出と納品があって、取引終了してそれで報告を出すと、こういう理解だったということなんですかね。はい。これは事務局にもお伺いしたいんですけどこれ、これ支出書の提出時期、あるいはどういった内容、今、問題になってる所のように、取引が完了してないんだけども支出はあると。こういったものについて、どう取り扱うかっていうのは何か明確なルールとか、そういったものがございましたでしょうか。

事務局 明確なルールというのは特にございまして、その当時から今もそうですけれども、実際に支出があって、納品があって、領収書等がそろった場合に支出書を提出いただくということになっております。ただその辺りにつきましては、また現在、この政治倫理審査会とは別に、議会の方で制度検証等特別委員会を設置しておりますので、制度の見直し、改善の対象になってるかなというふうに思っております。

会長 ありがとうございます。事象1につきまして、その他ご質問は、委員の皆さんから、あるいはご意見も結構です。ございませぬでしょうか。そしたら今度事象1と同じ頃に発生した、一連の事件の一部をまた切り離したような事象でございますが、令和3年の8月に大規模な電気店で、光本議員がパソコン等を購入された件が事象として挙がっております。これについて、移行いたしますけれども、事象2について質疑あるいは確認したいことございましたら、委員の皆様の発言をお願いいたします。

委員 最初はこの二重支出云々のお尋ねをここでしようかと思ったんですが、経理処理がかなりずさんであるということがわかりましたので、そのことは聞いても仕方ないなということでそれは飛ばさせていただきます。光本議員がこの領収証とあわせて納品書をですね、その量販店からいただいたものと若干違う品名が入っていたがために、自分で作り直したというふうなことをおっしゃってるというふうにお聞きしておりますけれども。こういう作り直すという行為が、違法な行為というか、不適切な行為であるというご認識はなかったんでしょうか。例えばこれを尼崎の市の職員が同じようなことをすれば、光本議員は議会の議員として何か意見を、当局に対して、市長に対して、物申す立場にあったと思うんですけども、そのあたりはどういうふうにご認識をなさってたんでしょうか。

光本議員 この件も昨年6月に捜査二課にも既に話をしているのでお話をさせていただきますけれども、まず、領収書と納品書のお話があると思いますが、納品書に関しては、まず、家電量販店で買い物をしたときに、ある程度どれぐらいの金額になるのかっていう、記憶定かじゃないですけど、おそらく家電量販店の見積もり機能みたいなインターネットにある、その見積もり機能を使って当時買おうと思ってたものを、入れてですね見積書を作ったと思います。最終的には、買い物を終えて、その領収書と納品書を合わせて出そうとしていた時に、納品書が見当たりませんでした。その時に再発行に行けばよかったんですけども、そこはもう私の反省すべき点なり怠慢です。もう、面倒くさくて、また、年度末までに行けばいいかっていうふうに、そういうふうに思いました。なので、自分用に作ったお買いものリストのような見積書のところを、納品書というふうに変えて、まず、出して、年度末まで差し替えたらいいなと思ってしまったのは事実です。そのようにして出してしまったのを、最終的に年度末に差し替えるのを失念してそのまま出し続けてしまったと、というのが、事の話になります。

委員 市の職員であれば、部下が、不適切な行為をすれば、その上司である人間まで処分を受ける。そういう状況の中で仕事しております。私も神戸市職員38年間やっておりましたので、私はそういう事例にあつてませんけれども、多くの元上司が部下の不適切な行為によって処分をされ、ボーナスも一定程度減額をされ、というふうなことで、一生定年退職を迎えるまで、その尾を引く状況にありました。私的な買い物と公的な買い物を一緒くたにして、他にもそれに伴ってデビットカード云々の問題が出てくるわけなんですけれども、議員がなさった行為というのは非常に不適切極まりない。これを刑法上どんな手段をなされるかは、警察にいろいろお話をなさってるというふうなことでありますので、私の立場からとやかくいえる筋合いのものではないかもわかりませんが、少なくとも真っ当な、真っ当なというか、適切な支出行為を公務員はいかにしてやってるかということは十分ご認識をいただけたらなというふうに思います。

会長 ご意見として伺ってもよろしいですかね。いかがでしょうか他の委員の方からご発言等

はございますか。お願いします。

副会長 今回の議員のご発言の関係で、今までいろいろ、こういう問題があったときに事務局と相談しましたということなんだけれども、この点については、全く事務局と相談されてない、紛失された云々なので、これどうしたらいいだろうとかですね、そういったことは、相談をされなかったんでしょうか。

光本議員 はい。再発行に行けばいいというのは、もうわかっておりますんで、それを正直、すぐに行かなくて、面倒くさがって年度末までに行行って差し替えればいいのかと思ってやってしまっていましたので、そこは相談するというよりはそのように、私の中で理解をし、やってみました。

松岡議員 会派から話なんですけれども、今の光本議員の一連の発言ですけれども、そのすべてを監査委員の方から違法性を指摘されまして、今の言葉を、委員の言葉をお借りしますと、私は上司の不始末を、部下である私たちがすべて返金しております。違法性を指摘されまして、それ付け加えさせていただきます。

会長 わかりました。これはそうですね第1回でもお伺いしましたけれども、返金したとは何っております。光本議員にお伺いしたいんですが、いろいろ同じようなご指摘続いているところでございますが、この議員活動の中でですね、他人名義で文章を作るっていうことは他にもあったんでございますか。申し上げてるのは、その納品書、業者さんが作る業者さん名義のものでございますんでね。それを業者さんから委託を受けてもない、別の方が作るっていうのはそれはおかしいこと、他人名義の文書を作ることになりますんで。光本議員から年度末までだったらいいやということでやればいいのかということで、要するに、あんまりこうお考えが及んでなかったようなお話を伺いましたんでね、いやそういうことはよくあったのかなと思ひまして、お伺いいたしました。

光本議員 いや、記憶にない、記憶にないと思います。

会長 そしたら、この件だけのことでお伺いしてよろしいですかね。そのほか委員の皆さんから事象2についてはご質問ございませんか。よろしいですか。

委員 どう聞いていいんか、戸惑いを覚えるようなやりとりになってしまってるんで。すんません、念のためなんですけれども、個人のクレジットカードでポイントをためるがためのよう、ご本人は最初はデビットやというふうなことを、おっしゃってたようなんですけれども。そのあたりは重ねてどういうおつもりだったんでしょうか。

光本議員 既にこれも捜査二課にお話をしておりますけれども、家族、この時は家族で、夏休みやったってのもあったんで家族で買い物行って、支払いの方は、家族にデビットカードで払ってというふうに言いました。ただそれがデビットカードっていう、私の伝え方が悪かったのが、結論から言うと、クレジットカードで払われてた。ただ、それも私も把握しないままデビットカードで払ってるはずっていうのをずっと思い続けてたっていうところです。

会長 それでは次に事象3につきまして、質疑に移りますが、事象3というのは日本維新の会さんの広報紙の印刷、それからポスティングの、発注費用の支払いの問題でございます。令和3年11月から令和4年3月にかけての、この出来事でございますが、この事象3につきまして、質疑あるいはご発言ございましたら、委員の皆さんお願いいたします。

委員 毎回私で恐縮するんですけども、今回の部分も、事象1、2の場合はパソコンが対象で75万円、76万円という二重支払いが生じた。この事象3の部分については、印刷と配布の関係で、最終的には200万円ほどの金額やというふうなことになっておるわけなんですけれども、これは政務活動費の先払いを、先に議員がとといいますか、会派側が背負わざるをえないということの、若干宿命めいたものがあつたのかなあと思ひながら、今回の件について、一応お尋ねをしたいのは、事象3の11月9日、政務活動費の制度検証等特別委員会資料の一番最後に、原因事象3というふうな記述がありまして、4、経営者との契約及び現金の收受を証するものが会派には一切存在しないため、当該契約が成立していたのか、支払いが行われたのか不明であるというふうな記述があるんですけども、光本議員はこれは相手に必ず支払いを一旦はしたということなんでしょうか。

光本議員 はい。もちろん、支払いをして、領収書ももらってましたし、キャンセルはしてしまいましたが、そこはその印刷会社さんに聞いていただいても、そこは支払って、途中までは進めてたっていうのも聞いてますので、はい。支払っております。

委員 今度は会派にお聞きをしたいんですけども、会派の当時の方々は、先ほどパソコンのA社の方の、それは相手方からの申し出があったからというふうなことがありましたけれども、今回こういう事案になって、パソコンの方は、そういう訴えがあったから、ヒアリングをした、お話をした。このK社については何もなさらなかったんでしょうか。

長崎議員 はい。2022年の6月23日にK社の方に来庁していただきまして、お話を伺いました。内容につきましては、このように、光本議員からの発注があったのか、お金をもらったのか、そして返金が3月末になった、その理由ということを探ねましたところ、光本議員がおっしゃる通りでございましたので、ただ証拠の書類がなかったのも、その領収書を破棄したということでしたので領収書の半券を、その当時はあるとおっしゃったので、それを見せていただきたいという話はしましたけれども、現在に至っても、それを提示していただくことはないという状況でございます。

委員 今の話の続きなんですけどね。昔は領収書は返したけれど、相手方には当然ながら領収書の控えがあるはずですよ。それを見してもらわない限りは、お金はちゃんと払ったかどうかというのはわからないじゃないですか。それをそのままにしてあるんですか。

長崎議員 もちろんその当時、来ていただいたときをお願いをいたしましたし、それを見せて欲しいというふうにもお願いいたしましたけれども、私達捜査という形ではなく、お願いという形でお願ひしておりますので、向こうの方が出していただけでない限り、あと、その時は出しますとおっしゃっていただいていたんですけども、今に至ってもいただけてないという状況でございます。

委員 話を聞く限り、まともな会社とは違うのかなという感じを受けますね。

会長 私から光本議員にお伺いしたいんですが、ここは細かい流れがありまして、令和3年11月当時ですね、1回、一旦、光本議員のほうから、発注先を決めたという説明をされ、職員の方に203万ですか約200万円強の現金支出を指示され受け取られたと。でも、ご説明によればそれを経営者にお支払いになっていると。だけどそれと同時並行で、職員の方が、印刷業者ですね、リサーチされて、別のところ見つかったと。それで、別のところ見つかったという、職員の方からの報告を受けて、光本議員としてはそっちにしようということで、お考えを改めたわけですかね。それで、けども、日が迫ってるんで、その発注手続きはもう迅速にやっつけてこうと、新しい業者さんの方に、という流れのようでございますが、新しい業者、いや、ここにしよう、そっちにしようということで、職員の方と、これ電話か何かなんですかね、面談なのか、そこはわからないんですけど、そこで決められた時に、その職員の方との間で、先に通帳からおろした203万幾らですかね、これをどうしようという話は、打ち合わせ等々はなされなかったんでしょうか。

光本議員 もともとこのタイミングで、会派報を出す、おそらく全戸配布だったと思いますけども、ポスティングをする、紙のサイズなども、会派会議では決まっていたと記憶しています。ただ、その紙のサイズが通常のサイズと違うサイズなのかでして、一番安いと認識していた印刷通販会社では、確か1万部か2万部しか発注できないので、もう自分たちが必要とする部数を注文するには何回も発注手続きをしないといけないっていうかなり煩雑なことが会派職員さんから私に報告がありましたので、であれば、一括でそういうのもやってくれる業者さん、1回聞いてみるっていうことで、K社さんに聞いたというのが流れです。その時に、おそらくですけども、印刷だけではそんなに薄利多売とか利益がないということなんで、その時にポスティングの依頼も受けました。ただ、我々ももともとずっと使ってるポスティング会社さんがありますので、その金額より高いのでは受けられません。プラス、印刷通販会社より高い金額でお願いできません、っていうようなのもK社に言ってます。その時に、カバー率っていうんですが、ポスティング、今我々がそれまで頼んでたポスティング業者と同じ価格でカバー率を上げますっていう提案だったので、どっちにしても、もう会派報を出すってことは決まっちゃったんで、ここにお願ひしようということで、K社にお願ひすることになるんです。ただ、常にといいいますか会派職員さん、幹事長でしたので、会派室にいることが結構多かったんで、何かにつけていろいろやっばり検索とか探してもらおうということはいつも会派職員さんにやってもらってました。その中でK社にお願ひをした後に、会派職員さんがかなり劇的に安い会社さんを見つけてくださることになります。ただ、もうすでにK社さんに、もうお願ひというか、もうお金まで渡してしまってたんで、どうし

ようかというふうに思いましたが、ただ、ここに書いてある印刷代だけでもですね、30万近くの差が出てますので、これはもう知ってしまった以上は無視できないなっていうのが私のその時の感想です。会派職員さんにも、この業者さんを見てみなかったことにしてと私は言えなかったのも、こっだけ安いところを見つけてくださったら、ここに切り換えましょうでK社さんは、私、昔から知ってる業者さんでもありましたので、泣いてもらうって言ったら変ですけども、私から説得をして、キャンセルをのんでもらおうというふうにそんな思いしましたので。もうそこで、今回この劇的に安いとこで進めましょうというような話は、会派職員さんとした記憶はあります。

会長 その会派職員さん、会派室にいらっしゃるわけですね、光本議員。K社の領収書を会派職員さんに預けておくっていうのはもう当然可能だったと思うんですけども。そういうことはなされなかったんでしょうか。

光本議員 はい。先ほどの、パソコンの時もそうですけども、領収書と、納品書もしくは作業終了書みたいなものを合わせて出すっていうのが私の中での考え、ずっとありましたので。ですので、その業者さんに仕事を振りました。お願いしました。それが完了した時点でその文書と合わせて出すっていうようなことを、まず頭にありました、つてのと同時に、払ってほぼ直後ぐらいにキャンセルということになりましたので、なおさらその領収書を会派職員さんに出すっていうより、どうせキャンセル料を、キャンセルのお金を返してもらう時に領収書を返さなきゃいけないのでということで、持ってたというこの二つの意味で持っていました。

会長 繰り返し申し訳ないですけど、光本議員にお伺いしますけど。何か納品書なんていうのは、通常は職員さんが扱われるような気はするんですよ、何か必要なものは、会派の事務室に届くでしょうし、この印刷物にしろ大量にありますから、議員さん個人で運ぶわけじゃない。だから、納品書等々の管理は、当然職員さんがやられるんじゃないかなあという気がします。だから領収書が、支払いして、現金で払って領収書ももらったら、すぐ、経理責任者が形骸化してるのであれば、実際タッチしてる経理、その職員さんに渡すのが、考えると一番じっくりくるんじゃないかなと思うんですね。そうされてないのはどうしてなんですか。

光本議員 通常であればそうなのかもしれないですが、これに関しては、これとか事象1か2か、わかんないですけど、3に関しても、私窓口で、私が業者さんと直接やりとりをしてるもんですので、例えばなんかそういうものを、領収書も郵送で会派室に送ってもらうっていうことでは、当時なかったんで、現金でのお支払いを希望されてその現金でお支払いをされたんでその場で領収書ももらう、納品書も仕事が終わったらっていう、そういうことだったので、私が窓口だったんで私が管理をしていたっていうことになります。

長崎議員 光本議員が、いろいろ会派職員さんとのやりとりの話をなさってらっしゃいますけれども、時系列で申しますと、11月1日に会派会議がありまして、11月8日に会派会議がありました。11月1日の時に印刷をどうしようかと言う話になり、先ほどの大手印刷会社で発注すると、1回、2万部、2万枚しかできないので、手間がかかるねという話になっておりました。次の会派会議の時でも、その問題が解決していません。それが11月8日でございます。出金されているのが11月2日でございます。会派議員全員が11月2日にお金を出金されたことも知らず、11月8日の会派会議でも、光本議員から、そういった事象があった、そこで取引があったといった内容は一切聞いておりません、という事実、時系列をご報告したい。

会長 ごめんなさい。また全体の確認ですが、会派会議というのはあれですか、こうやって連続して開かれるっていうこともこれは可能なんですか。

長崎議員 通常は、1週間に1回ぐらいの頻度で会派会議を行いまして、特にこのような印刷物、大きな支出に関しましては、会派会議で諮って業者さんを決定したりですとか、いつごろポスティング行われるですとかそういったことはもうじっくりみんなで会議しまして、決定する内容になっております。その中で、11月1日の時点でも、その前の10月25日付の見積書でございますかねK社の、それがあったということが一切私達、知りませんでしたので、ですのでK社の取引があったという事実を、11月の8日時点でも知ってませんし、11月11日に別の印刷会社に、政務活動費を正常に執行してるんですけども、その時点でも私た

ちは聞かされていないという状況でございました。

会長 会派の方にお答えいただきますけど、この会派報なんで、大事なんだろうなと思いますけど、この会派報の発行、ポスティングというのは会派にとっては大きなあれなんですか。イベントなんでございますか。

辻議員 はい。年に4回ですね、本会議の4回、本会議ごとに、私たち維新の会のメンバーがどうい質問をしたとか、今こういう話題が、尼崎市民の方に報告をするという、チラシを作って全戸配布させていただいてるんです。

会長 今の会派からのご発言、ご指摘を踏まえて、光本議員のほうは11月のね、1日からの大事な会派報の印刷に関する会派会議で光本議員から出金とか、もう一旦支払ってるとかそういうご説明がなかったというご指摘ありましたけど、光本議員としてはどういう、ここは、言い分でございますか。

光本議員 その時系列等発言とかは記憶定かではございませんけども、会派の一大イベントという位置付けで年4回あるんですけども、いつも大体遅れ遅れになるっていうこともございましたので、一番会派室にいて会派職員ともよくコミュニケーション取ってた私が先んじて、会派職員さんにも何かお願いする、見積もりを取っといてもらうとか、もう動いておくっていうことありましたので、その一環かなというふうにも記憶はしております。

会長 ごめんなさい。今回会派の方からご指摘あったのはね、そういった当代表幹事長はいらっしゃったんでしょうか、動かれたこと自体じゃなくて、会派会議でそういった説明がなかったことを言うておられますがどうでしょう。

光本議員 すいません、そこは説明をしたのかしてないかまでは、申し訳ないけど記憶にはないんで。してないという記録が残ってるんであれば、そこは定かじゃないですけども、ただこれだけの大きな金額ですので、ずっと黙ってやるっていうわけではなく。

委員 このことをお伺いしたいんですけども、これ会派の広報紙が、これ、第19号ってことなんですけれども、そうするとそれ以前も出てたわけで、その例えばその直前の第18号とか、第17号とかっていうのも、その時の、そのお金の出金入金の流れってのはこの第19号の時と同じような順番でやはり代表がお金を直接持っていくっていうな形で行われていたのかということをお伺いしたいというのと、それからあとこの事象3について、結果的に5か月間このお金ってのが、使えない状態になってたってことは次の20号の発行に支障をきたすっていう状態になるのかと思いますけれどもこれ20号、きちんと発行できたのかということ、その辺をお伺いしたいと思います。

別府議員 先ほどからお話ありました令和3年6月に改選がありまして、新しいメンバーで、令和3年7月から始動しました。1回目の時は、役を決める、先ほど言った幹事長であるとか、その役を決めたりとかっていうことの広報で、全員で自費で出して、個人の名前を大きく載せることが、この政務活動費はできませんので、皆さん会派議員、皆で持ち寄って、1回は紙を出しました。その時のサイズもA4サイズだったので、このおっかい紙じゃないので、そんなに多額ではなかったんですけども、それも皆個人で作って、個人でまくということでしたしまして、今回の事情とは全然違います。

会長 そしたらその次の号に手法については何か支障は生じなかったというご質問ございましたが。

別府議員 20号につきましては、その新しく見つかった、この11月に新しく見つかった業者さんに依頼をするということで、すべて振り込みで手続きを行いました。制作、印刷、そしてポスティング。

会長 そしたら、他に質問がなければ事象4に移ろうかと思えます。よろしゅうございますか。そしたら次に事象4について、移らしていただきますが、事象4は、令和4年の4月になってからですけども4年度になってからのことですが、光本議員が会派職員さんに指示をされて現金250万円を引き出されたという事象でございます。これについて質問あるいは確認したい点ございましたら、委員の皆さん、ご発言お願いいたします。

委員 会派の個人使用分をまとめて出す。そういうことが、これまでも通常行われておったということなんでしょう。これ、この時に限らず、毎回こういう体制にあったのか。しかも今回個人の口座云々ということが、あわせて懸念、疑問の対象というか、疑問になっておりますけれども、最終的にこの通帳の存在というか、それが前回の時点では、あそこのWi-Fi

云々の不具合から明示できなかつたというふうを書いてある、議事録上そう読めるんですけども。この通帳の存在については、もうすでに事務局なり、会派の皆さんにオープンになった、明示をされた状態に変わってるんでしょうか。

光本議員 会派の個人の、どう言ったらいいんですかね、私の勘違いで25万掛ける10人分って引き出し方をしてますけども、会派の中では22万5000円を1年間、各個人が、例えば本の購入であるとか、例えば研修に行くっていうのに使えるという一応そういう枠というものを作ってました。これは2013年の当初からずっと続いていることなんですけども、個人のお金を切り分けるっていうことを、今までやったことはおそらくないと思います。これをやるということに至ったのは、これももうお恥ずかしい話、会派というか日本維新の会が、兵庫維新の会のドタバタの中で、私がこれをする事になったんですけども。令和3年6月6日の投開票があった翌日も、恥ずかしい話ですけど、この10人の分裂っていう、6と4に分けるという会派を割るっていう、そういう騒動が実はありました。一応収まって、10人で会派を進めていくことになるんですけども。この4月20日ですかね、この時も、そういう類のことに繋がるような出来事が、会派室でありまして、またこういうことだっという事で私の判断で、割れた時のことを想定して、とりあえずその個人のものだけは死守するっていう、その時にきれいには割れるようにっていうのも含めて、会派の職員さんをお願いをして、25という勘違いはしたんですけども、掛ける10人分ってわかるように、10回に分けて、引き出しをして来て欲しいというふうに依頼をしましたので、こういう依頼は、私が幹事長をしてる今までの中で初めてです。他の方が幹事長される時もなかったというふうに思っております。口座に関しては昨年6月に捜査二課に行った時に、私の個人口座も含めてですけども、もう捜査機関さんにすべて口座情報はお伝えをしております。先ほどのK社さんもそうですし、その1円たりとも私は個人で使った、という証明をしと言われても、なかなか私も証明が難しい。また、何を言っても疑われるってのもわかってますので、ここは今捜査二課さんに昨年6月の時点で、口座情報をすべてお伝えして、逆に調べてくださいというふうに言っているところでございますので、今はもうそこに委ねてるというところが、正しいところだと思います。

会長 確認しますけど、今のお答えだとどの口座に入れたかっていうのは、まだコピーなりWEBのコピーなりを、日本維新の会、あるいは事務局の方に開示はされてないと聞いてよろしいですか。

光本議員 はいその通りです。

会長 その点、私からお伺いしますけれども、警察は捜査権限通じて取り寄せができるんで、おそらく光本議員もご説明されてるんでしょうけれども、警察に提出したものですから、不要な部分をね、マスキングして、例えば250万円ここに入金といたらそれだけで、後の残高とかマスキングで全然構わないわけで、そういったものを議会事務局なり、あるいは会派の責任者の方にご提出されるおつもりありませんか。

光本議員 そこは今日代理人が出席してきてませんので、相談しながら、検討させていただければと思います。

会長 ぜひご検討をお願いしたいと思いますが、その他に委員の方から質問、ご発言ございませんか。私から。前回いただいた資料による、この件の発覚の経緯として、令和4年4月に議会事務局において、会派の通帳を確認してもらった際に出金に気づいたということでございますが、これは政務活動費の通帳の確認というのを、一体どういうタイミングで行うものなのかっていうのを教えていただけますか。

事務局 先ほど申しましたように、支出書を半年に1回提出をいただいておりますので、その際に合わせて、会派の方から通帳も提出をいただいております。ただそれとは別に、任意で毎月通帳の提示もしていただいております。すべての会派がその毎月提出をしていただけるわけではないですけども、できるだけ毎月通帳見せてくださいということで行っております。今回は令和3年度の決算におきまして、令和3年度の入出金の確認をしていた時に、たまたま4月の20日の入金、それと出金がありましたので、それが令和4年度分だったんですけども、たまたま令和3年度の決算の確認をする時にわかったというものでございます。

会長 ありがとうございます。そうですね。政務活動費の用途先の報告書は議会議長に出され

ますし、それから毎年度、必ず締めて、余った分は返金するという精算もやられていますから、当然通帳のね、確認をどっかの時点ですということこれはもう皆さんご認識あるところだと思うし、光本議員も当然ご認識あるかと思いますが。こういった250万円なんていう多額の出金があればですね、必ず後ほど質問されるわけで。だから、いやここに、おっしゃったようなご事情があって、移される必要性があったんでしょから、いやここにこうやって入れてますよという説明を当然しなきゃいけないことは、もうもとよりわかっておられたと思うんですね。それでもって、その通帳の開示が遅れてるっていうのは、何かどんな理由があるのかな、どんなお考えがあるのかなというのは、不思議に思うんですが、その点何かご説明いただけるところありませんか。

光本議員 会派職員さんにもですね、ちゃんと議会事務局さんが後で見たときにわかるように10回に分けて引き出しをしてきてくださいってのは当時お願いをしました。1ヶ月ごとにですね、通帳のチェックがあるってのも私知ってましたので、その時点で会派職員さんには議会事務局が確認をした時にこれは何だと説明を受けた時は呼んでくださいと、私から説明をしますというふうなことも、当時お願いをしていました。案の定、説明を求められたので、会派のごたごたの話と、別で管理をしておりますということもお話をして、今すぐ戻しなさいとか、それは駄目ですというような、指導といたしますか、そういうこともなかったものですから、そのまま別で管理をさせていただきました。その提示するしないに関しては先ほども話したように、代理人とも相談をして、検討させていただければと思いますので、お願いいたします。

会長 ありがとうございます。その他、委員の方からご発言、質問ございますか。そしたら次の事象5になります。5は、大変短いんで、5については、この同じ日ですね。250万円出金と同じ日になるんですかね。6万円を出金されたという事案です。これと、あと、時間の関係で合わせて事象6についてお伺いしたいと思います。令和4年5月31日に現金の81万4400円が出金されていたという、これが、どうもこれまでのご説明だと、同日に現金は一旦職員さんから光本議員に渡し、それを、見積もり時には職員さんに同日お返しになって、そのまま6月9日までロッカーに保管されていたという事象でございますが、この5と6につきまして、委員の皆様、質疑あるいはご発言ございますか。

委員 特に事象6ですか。これ確か出金してすぐに、返金すると。いや、何のために出金したんや、というのは、我々素人にはわかりかねます。

光本議員 これはですね、確かK社さん、キャンセルをして、そのあとこちらの一方的なキャンセルだったので、申し訳ないってのもあって、私個人的に毎月市政報告ビラを作ったので、確か多分これ5月、6月分の市政報告ビラのお願いを、K社さんにお詫びの意味も込めてですけども発注しようという時に、断られました。それはもうつき合いたくないからっていう断りが本音だったのか、その時言われたのはもう参議院選挙があるんで印刷物関係はもう厳しいですっていうふうに言われたのは記憶しています。それが、本当に、断りたいからそう言われたのかどうかわかりませんが、それで会派室に帰ってきて、次、6月の本会議終了後に、我々また会派報を出すのはもうわかってましたので、なのでどうもそういう感じで、参議院選挙前なんで厳しいみたいです。なんでもう今からまた紙の確保じゃないですけど、もう印刷通販会社でもう予約だけ取っておきましょうかということで、会派職員さんに言ってですね、印刷会社の見積書取って5月30日も、多分これ印刷通販会社だったと思いますんで、取って、31日に現金してもらいました。ただその時に、そういえばということで令和3年11月ですかね、会派職員さんが見つけてくださったすごい安い会社さん、その存在があったなということで、そこに確認したところ全然印刷としては受け入れますということで、であれば、別にこの印刷通販会社じゃなくて、参議院選挙とかあっても、ここは受けれるって言うてくれるから、ここでいいっていうことで、その時も取りやめというんですかね、もう出してもらったものを使わないということになったんで、取りやめたという、そういう流れだと記憶しています。

会長 光本議員、私からお伺いしますけど81万4400円っていうね、非常に端数がある数字でございます。こういった出金っていうのは当然見積もりがあって、出金されるんだろうと思いますが、今のお話ですとあれですか、K社さんからは見積もりを取らないまま、この出金されてるということなんですかね。印刷通販会社についても特に見積もりはしてないというこ

となんですか。

光本議員 すいません私の説明がたつなくてあれですけど。全然違います。K社さんは全く関係ありません。要はK社さんは、私はお詫びも込めて、個人の市政報告ビラの印刷をお願いしたところを断られた。その断られた理由が、もうつき合いたくないから断られたのかもしれませんが、もう参議院選挙に向けての印刷でも手一杯だからってことだったので、なので、私としてはもう印刷会社さんって、だんだんそうなってきたらであれば、私たちが6月本会議終わったら、ちょうど参議院選挙直前ですけども、出すので、なんで早いと印刷会社さん押さえておかなあかんねやっていうふうに理解をして、それを会派に帰ってきて、会派職員さんと話をしながら、相当大手の印刷通販会社さんだったらいけるだろうということでここに書かれてる5月30日の印刷会社の印刷見積もり取得っていうのは、会派職員さんにお願いをして、印刷通販会社の見積もりを取ってもらったってことです。その金額が81万4400円だったという、そういうことです。印刷通販会社に先に支払って確保しとこうかなという感じに、先走ってですけどねこれは私、幹事長として独断ですけども、先走って、そうやって押さえておこうという中で、会派職員さんが以前見つけてくださった相当安いところに確認をして、その選挙前とか関係なく全然受けれますってことだったので、そちらの方が安いのは安いので、であればもういいなっていうことで、もうこれを取り止めたという、そういうことです。

会長 わかりました。私の聞き違いがあったようですが、だけでも、まだ引っかかるのが印刷通販会社さんだったら振り込みで支払えばよろしいんじゃないですかね。現金で支払う必要はないんじゃないかなと思いますその点はいかがなんでしょうか。

光本議員 その通りですので、例えば手数料とかがかからない三井住友銀行とかUFJとか、これまでも会派のホームページとかの振り込みの時とか、手数料がかからないように、個人の口座から振り込んだりっていうことをしたこともあるんですけども、これももし振り込むとすると、すぐ振り込めるようにですね、引き出して、ネットバンキングで振り込むというようなことをしようというふうに思って、引き出してもらってます。ただ結果的にはその作業と同時に、その一番安いところの確認が取れたので、使うことなくというか振り込むことなく、終わったっていうことではあるんですけども。

会長 ありがとうございます。そうか。どうでしょう、委員の方から質問あるいはご意見等とございませんでしょうか。全体を通してでも結構ですから時間押しておりますんで。

委員 光本議員に対してなんですけれども、前の審査会にいなかったの、出席の対象じゃなかったかもわかりませんけれども、私神戸市会で、8年前に政務活動費の不適正支出、議員3人逮捕された時の市会事務局長でした。その時に思ったことと、生じたことと、光本議員の今疑惑として、こういう場まで持たれてること、あるいは制度検証等特別委員会を持たれてること等々と比べると非常に軽微な犯罪の、重篤性というか、にはなっていないような気はする。ただ、どういうことになるかはまた、兵庫県警がどう判断されるかになってくるんやと思うんですけど。一方、途中の質問でも申し上げたように、我々公務員は、李下に冠を正さず、瓜田に履を納れずというふうな教えのもとに、もう真つ当な事務処理をすることが当たり前だというふうな教育を受けて、公務員としての事務処理をして参りました。ところが、光本議員はそういう職員を指導すべき立場にもありながらも、いやいや、その家電量販店に納品書を頼みに行くんが、邪魔くさかったんやという、言わんばかりのご答弁をなさってるのは非常に、情けないことかなあという印象をものすごく抱いております。今年の1月に制度検証等特別委員会があつて、その時に各委員から、いろいろとご質問があつたにもかかわらず、それは告発をされてるから、答えられませんというふうなご答弁に終始をされた部分がありました。本日はその部分がほとんどなかったというのは我々委員が、質問が足りなかったのかどうかなんですけれども、先ほどのお話によると、去年の6月に、兵庫県警の捜査というか、取り調べがあつて、それ以降、なかったかのような印象も受けたりするんですけども。今年の1月にご答弁なされた状況と、今日のご答弁なされた状況というのは、大きな心境の変化なり、何かあつたんでしょうか、ということが知りたい。

光本議員 ご指摘ありがとうございます。委員のおっしゃる通り、私の至らぬ点、不徳のいたすところ、あと、邪魔くさがって再発行にいかなかった点、本当に、反省すべき点ばかりだというふうに思っております。そうですね、もう本当に言葉がないぐらい、もうご指摘はご

もっともだというふうに反省すべき点を反省して、やっていきたいなというふうに思っておりますが、1月の制度検証等特別委員会の時と、私も正直なところ、告発をされたのも、捜査が始まるとも聞いてますけども、どのように進んでいくのかも、わからない中で、その点はど素人なところで、頼れるというかアドバイスいただくのはやっぱり、自分が雇った代理人であり、その代理人から、今後の捜査に影響が出る可能性があるので、回答を控えますと、というようなことがこの前の制度検証等特別委員会では多かったと思います。今日は同席、あえて同席をしてないっていう意味じゃなくて、別件が重なって、代理人が同席できていないんですけども、私としては、話せる範囲の部分には、真摯に、ご指摘も受け止めながら、お話をしたいなと思ってますし、これまでも議会からも、市民への説明が足らんということは、再三再四、指摘をされておりますのは、深く受け止めております。ただ、告発をされている以上、私も今後どういうふうに進むのか、素人ながらわからない中で、アドバイスをいただくことを受けて、発言するしかない部分もあります。そこはご理解をいただきたいんですけど、ただ捜査結果、その捜査が終わって、結果が出た先には、まだこの審査会がもし開かれてるのであれば、そこでもしっかりとまたお話をさせていただきたいと思っておりますし、市民の方々、また、団体の方々とかいろんな場に、説明せえと呼ばれたら、もうそこはもちろん、しっかりと、出向いて、説明もさせていただければと思っておりますので、そのような考えで、今日も、発言をさせていただいたと思っております。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。先ほど会派の方から挙手があったかと思いますが、何かご発言ございますでしょうか。

別府議員 すみません。先ほどの、事象6の81万4400円の件なんですけれども、それまでの、先ほどご指摘のあった19号以降ですね、振込手数料は会派でもって振り込んでおりますので、振込手数料をけちって、直接振り込むってことは、やってなかったということだけご報告します。

会長 補足ありがとうございます。

副会長 政治倫理審査会ということなので、我々は政治倫理の基準ですか、の可否を判断することになっておりますが、今の光本議員は、自分としてはその政治倫理基準に反した行為は行ってないんだっていうふうなご認識があるのか、それが1点。もう一つは、このような政治倫理基準、条例ですかね、これは結局そういったその政治倫理の確立が一つ、あるんだと思うんですけども、こういう疑惑があったときには、結果的には尼崎市議会が信用を失う、こういうことがあるので、その尼崎市議会に対して今、光本議員がどのようにこれを解決しないと、信用の失墜が回復できないのでね、どのようにその議会に対して今思いを持たれているのかという、その2点をお伺いしたいなと思っております。

会長 光本議員、お答えいただけますでしょうか。

光本議員 ありがとうございます。政治倫理条例に違反をしてるのかしてないのか、私はそれをどう思ってるのかと言うことですけども、例えば領収書を、そして納品書を面倒くさがって再発行に行かなかった、その怠慢さ、それからの様々な疑惑を持たれてることをに関して、そこは反省すべき点でありますし、そこを市民の方々が、どう言ったら良いですかね、疑惑だというふうにおっしゃる部分もよく理解できておりますので、そこに関しては、真摯に受け止めて、告発をされた以上はしっかりと、捜査というんですかね、取り調べと言うんですかね、にも、もちろん協力しないなんていうそんな考え毛頭ございませんので、しっかりとそこでもお話をさせていただいて、今年の臨時会以降、政務活動費の制度検証の部分でも、正直に私が何を言っても信じてもらえない、それはもう仕方のないことだと思いますが、お前が招いたことだろうと言われてたら、それもそうだと思います。ただ、私としては、その証明する場所をというのがもう捜査、取り調べの部分しかないなというふうにも感じておりますので、そこはしっかりと、警察捜査にも、協力といいますか、全部そこでお話しながら、新聞報道では合計700万円を私が使い込んでたというような報道もされておりますし、そのように街頭で、説明をしてる議員さんもしらっしゃるみたいですけども、そこは今私としては、自分でそれを証明するすべがないというのもありますので、そこは捜査にしっかりと協力をさせていただきながら、警察のお力も借りながら、何とか証明をして、その部分だけで市民の方が許してくださると思いませんけども、そういう使い込みはなかったというところから、反省の一步を進めていきたいなというふうに思っています。この間1年間も

議会の皆様、先輩、後輩、同僚の皆様にもご迷惑をおかけしておるというのはもう重々承知をしています。開かなくていい会議、委員会を開かしてしまっているということも、わかっておりますし、何よりも報道で、そういった市議会の名誉というんですか、にも傷をつけたものを、発端を作ってしまったというのは、もう本当に深く反省をしておりますし、私も正直こんなはずじゃなかったというか、こういう議員として、こういうことを起こしてしまうというのが、初当選時になんか思ってもなかったことですから、本当に一つの私の怠慢、これだったら大丈夫だろうということが今こういう事態を招いている部分があるというのも、認識をしておりますし、深く反省をしております。あとはその責任の取り方というのはいろいろあるかと思えます。そこは個人の考えいろいろあると思えます。議員を辞職するというのも、責任の取り方だと思えますし、あと残り2年ですかね、任期、針のむしろなのはもうわかっておりますが、逃げずにですね、説明を尽くしながらとか、活動でお返しをするとか、いろいろな責任の取り方があると思えますので、そこは様々な方々の声も聞きながら、市民の方、支援者もいますので、そういった声も聞きながら、何とか名誉挽回とまではいかないかもしれませんが、ご迷惑を、騒がせたというご迷惑を何とか挽回していくような、そういうことはしていきたいなというふうに思っております。答えになってるかどうかわかりませんが、以上が私の今の率直な気持ちでございます。ありがとうございます。

会長 それではよろしいですかね。事象1から6までの質疑については以上で終わらせていただきまして、最後に調査請求の適否に関しまして、今回こういった調査請求があったこと自体について、光本議員よりご意見伺いたいと思えます。今の話と重複するかもしれませんが、調査請求の適否、調査請求を受けたことについて、光本議員よりご意見、もしこの調査請求そのものについてご意見あればお願いいたします。

光本議員 調査を受けたことへの意見は特に。市民の方々、その団体の方々ですかね、どういったことが起こっていたのかを知りたいというのは、最もだと思えますし、私もその説明の機会、その説明、今もう告発されて捜査が始まっているようですので、その説明ができる範囲内ってのもあると思えますけども、こういうことを署名を集められて、開かれるということは、私が拒むことも、駄目だということもできませんので、そこは。ただ、なかなかここで、ここは倫理的にどうだったかってところだと思えます。あとは、犯罪があったのかとか、私は本当に1円たりとも使っていないとか、使ったかどうかという、そこはまた別に、捜査のところで、告発されたそこで何とか証明ができればなと思っておりますけども。答えになったかどうかわかりませんが。

(2) 次回の審査会について

会長から、次回の審査会において、出席を求める関係者については、会長に一任願いたいと思うかどうかとの発言があり、各委員これを了承した。

2 閉会